

# 国際通貨研レポート



Institute for International Monetary Affairs (IIMA)

公益財団法人 国際通貨研究所

## 途上国の開発と気候変動対策に向けた資金動員

公益財団法人 国際通貨研究所

経済調査部 上席研究員

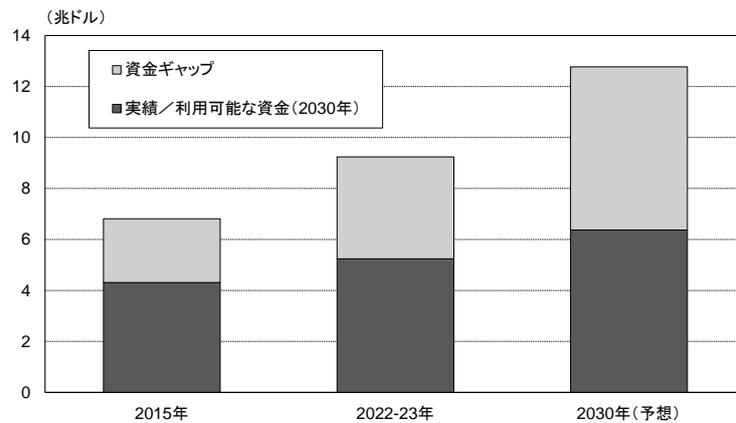
篠原 令子

[reiko\\_shinohara@iima.or.jp](mailto:reiko_shinohara@iima.or.jp)

OECD の「Global Outlook on Financing for Sustainable Development 2025」によれば、開発途上国の SDGs（持続可能な開発目標）達成に必要な投資額と実績との資金ギャップはコロナ禍以降、大幅に拡大している。

国連が SDGs を正式採択した 2015 年時点の資金ギャップは年間 2.5 兆ドルだったが、コロナ禍の社会的・経済的な影響から必要投資額が増加した一方で、対外資金の流入や途上国の歳入の減少等により、2022～23 年の資金ギャップは 4 兆ドルに拡大した（第 1 図）。その約半分が、気候変動対応のためのエネルギー転換に関連している。利用可能な資金よりも速いペースで必要額が拡大しており、2030 年の資金ギャップは 6.4 兆ドルに拡大するが、不確実性の高さを踏まえるとこの予測値を上回る可能性があるとして OECD は分析している。

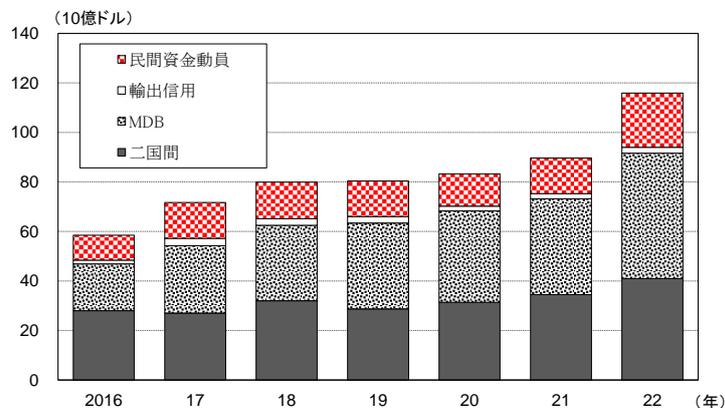
第 1 図:SDGs 目標達成に向けた資金ギャップ



(資料)OECD, "Global Outlook on Financing for Sustainable Development 2025"より国際通貨研究所作成

途上国の気候変動対策については、先進国全体で 2020 年までに年間 1,000 億ドルを動員するとの目標が 2009 年の COP15 で決定されたが、実際には 2022 年に 1,159 億ドルと 2 年遅れて目標を達成した。気候変動「緩和」(=温室効果ガス削減等)分野を対象とした資金が過半を占めている。資金供給者の内訳をみると、MDB (世界銀行やアジア開発銀行等の国際開発金融機関) や二国間 (ODA) の公的資金が圧倒的に大きい (第 2 図)。公的資金によるレバレッジ・メカニズム (保証、シンジケートローン等) を通じて動員された民間資金はそれまで目立った増減がみられなかったが、2022 年には大規模プロジェクトを主因に大きく増加した。「1,000 億ドル目標」は、2015 年の COP21 において 2025 年までの期限延長が決まり、さらに 2024 年の COP29 で新たな数値目標「2035 年までに少なくとも年間 3,000 億ドル」が決定された。

第 2 図:先進国から途上国に提供、動員された気候資金



(資料)OECD, "Climate Finance Provided and Mobilised by Developed Countries in 2013-2022"より国際通貨研究所作成

途上国の開発のための民間資金動員の拡大に向けた主な課題として、OECDによる資金供給者（＝DAC（OECD 開発援助委員会）加盟国や MDBs（国際開発金融機関））向け調査（“2022 OECD DAC survey on providers’ portfolios”）では、投資リスクの高さ・リターンの低さ、バンカブルで大規模なプロジェクトの不足、不十分な金融イノベーションが挙げられている。その他、国内の投資規制、金融の専門知識やノウハウの不足、ブレンデッド・ファイナンスに関するデータの透明性の欠如等が指摘されている。

また、気候変動分野については以下の点が挙げられている。

- ① 気候変動「適応」（＝海面上昇など既に起きている悪影響の防止・軽減等）分野を対象とした民間資金の動員を増やすことが課題である。
- ② 適応プロジェクトは規模が非常に小さく投資リターンが少ないため、ビジネスケースを構築し、民間投資家の参入に必要な規模を達成することが難しいことから、主に公的セクターが資金を提供してきた。
- ③ 一般に民間投資家は、適応プロジェクトに関する知識や経験が乏しいことが投資意欲を減退させている。適応プロジェクトはレバレッジ比率が低く、活動規模が小さく、当初必要な資金も少額である。
- ④ 緩和のためのプロジェクトは収益性が高く規模が大きいため、適応のためのプロジェクトよりも多く民間資金を動員できる。

このように持続可能な開発に向けて多くの課題があるものの、各国の開発金融機関（DFI）は将来的な民間資金動員の拡大に向けて、既存のレバレッジ・メカニズムの利用拡大や新手法の導入、ビジネスモデルの変更を実施している。例えば、①民間投資家の誘致に特化した債券発行（スペイン国際開発金融公社（Cofides）、ADB、IFC、IDBA）、②保証プログラムの新設・拡充（Sida（スウェーデン国際開発庁）、Cofides、ADB、MIGA）等がある。途上国が気候変動や格差等、先進国と共通の社会課題を抱える中で、民間資金動員の拡大に向けた取り組みが一層重要となっている。

以 上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2025 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <https://www.iima.or.jp>